

第71期 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

開催日時

2024年6月26日(水曜日) 午前10時

開催場所

長野県上伊那郡宮田村137番地
当社本社管理棟 2階第3会議室

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第71期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	14
連結計算書類等	29
計算書類等	33

証券コード 7885
2024年6月5日

株 主 各 位

長野県上伊那郡宮田村137番地

タカノ株式会社

代表取締役社長 鷹 野 準

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.takano-net.co.jp/portal/ir/annual-meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7885/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タカノ」又は「コード」に当社証券コード「7885」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時
2 場 所	長野県上伊那郡宮田村137番地 当社本社管理棟 2階第3会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第71期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第71期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 招集にあつての決定事項	書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

<ご案内>

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにもその旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 飲みもの、お菓子等のご提供およびお土産の配布については中止いたします。事情をご拝察いただき、何卒ご理解たまわれますよう、お願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	担当	候補者属性
1	鷹野 準 たかの じゅん	代表取締役社長	経営全般	再任
2	鷹野 つとむ たかの つとむ	専務取締役	社長補佐、TQM推進室担当	再任
3	大原 明夫 おおはら ありお	常務取締役	経営企画本部、人事部、アグリ事業推進室担当	再任
4	久留島 馨 くるとしま かおる	取締役	メディカル部門担当	再任
5	下島 久志 しも じま ひさし	取締役	ファニチャー部門、エクステリア部門担当	再任
6	植田 康弘 うえ だ やすひろ	取締役	薬事室、技術開発本部担当	再任
7	鷹野 雅央 たかの まさお	取締役	画像計測部門担当	再任
8	黒田 康裕 くろ だ やすひろ	取締役 (非業務執行)	—	再任
9	吉村 秀文 よし むら ひでふみ	取締役 (非業務執行)	—	再任
10	鈴木 浩 すずき ひろし	社外取締役	—	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

たかの
鷹野 準

再任

生年月日

1949年1月7日

所有する当社株式の数

187,700株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年3月 当社入社
1978年8月 当社取締役
1982年9月 当社常務取締役
1985年9月 当社専務取締役
1998年6月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

一般財団法人鷹野学術振興財団代表理事

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役に就任し46年の任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、1998年から26年間にわたり、当社の代表取締役社長として経営全般を適切に統括していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

たかの
鷹野 力

再任

生年月日

1951年12月3日

所有する当社株式の数

198,200株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年1月 当社入社
1990年9月 当社取締役
1994年6月 当社家具開発部長
1996年6月 当社常務取締役
2015年6月 当社専務取締役（現任）
2015年7月 社長補佐、TQM推進室担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の様々な事業部門の担当取締役を歴任するとともに、中国現地法人の役員も務め、海外における事業を含め幅広い知識および経験に基づいた実績を有しております。また、2015年7月からは全社の品質管理等を統括する部署の担当取締役および社長補佐として当社の経営全般にわたる業務改革に成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者番号 3

おお はら あき お
大 原 明 夫

再 任

生年月日

1948年3月23日

所有する当社株式の数

8,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1971年4月 ㈸日本興業銀行（現㈸みずほ銀行）入行
2001年8月 当社入社、当社企画室長
2003年7月 当社経理部長
2005年6月 当社取締役
2007年6月 当社常務取締役（現任）
2021年7月 経営企画本部、人事部、アグリ事業推進室担当（現任）
（重要な兼職の状況）
Takano of America Inc. President/CEO

取締役候補者とした理由

同氏は金融機関で培った経験と知識のもと、2005年から当社経理部門、経営企画部門、人事部門等の管理部門の担当取締役としてその職務・職責を適切に果たしております。このような豊富な経験と高い見識を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者番号 4

く る しま かおる
久 留 島 馨

再 任

生年月日

1956年3月12日

所有する当社株式の数

12,800株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年9月 当社入社、営業開発部主査
1996年1月 当社営業開発本部画像営業部長
2006年6月 当社取締役（現任）
2010年7月 当社新事業開発部長
2013年4月 当社画像計測部門長
2015年1月 メディカル事業推進室（現メディカル部門）担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、主に検査計測事業の営業部門に従事し、2006年からは担当取締役として検査計測事業の成長を牽引してまいりました。その豊富な業務経験、営業管理に関する高い知見を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

しも じま ひさ し
下 島 久 志

再 任

生年月日

1960年10月1日

所有する当社株式の数

5,500株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 当社入社
2002年 7 月 家具部門（現ファニチャー部門）管理部長
2006年 7 月 当社エレクトロニクス部門産業機器部（現産業機器部門）部長
2009年 7 月 家具部門（現ファニチャー部門）管理部長
2012年 4 月 当社執行役員
2016年 6 月 当社取締役（現任）
2023年 7 月 ファニチャー部門、エクステリア部門担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、主にファニチャー部門に従事し、2023年からはファニチャー部門およびエクステリア部門の担当取締役として、入社以来培った豊富な経験と事業経営における高い見識のもと、主に部門生産改革等で成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

うえ だ やす ひろ
植 田 康 弘

再 任

生年月日

1957年2月18日

所有する当社株式の数

3,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月 オリンパス光学工業(株)（現オリンパス(株)）入社
2000年 4 月 同社内視鏡事業企画部長
2006年 6 月 同社執行役員
2009年 8 月 ベックマン・コールター・バイオメディカル(株)代表取締役兼薬事法務本部長
2011年 1 月 ベックマン・コールター(株)取締役品質・薬事法務行政担当
2013年11月 ビー・ブラウンエースクラップ(株)執行役員薬事・品質保証本部長
2016年11月 当社入社、執行役員経営企画本部主管
2017年 4 月 当社上席執行役員ヘルスケア部門副部門長
2017年 6 月 当社取締役（現任）
2023年12月 薬事室、技術開発本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、医療機器業界に長年従事し、医療機器関連企業で培った豊富な経験と高度な知識を有し、これらの知見を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

候補者番号

7

鷹野 雅央

再任

生年月日

1987年4月28日

所有する当社株式の数

93,800株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2012年4月 (株)東芝入社
2014年1月 (株)浜銀総合研究所入社
2018年1月 当社入社、画像計測部門配属
2020年7月 当社執行役員、ファニチャー部門副部門長
2021年6月 当社取締役（現任）
画像計測部門担当（現任）

（重要な兼職の状況）
台湾鷹野股份有限公司董事長

取締役候補者とした理由

同氏は、(株)東芝、(株)浜銀総合研究所における実務経験で培われた経営計画策定にかかる優れた能力を保有しているとともに、当社入社以来、画像計測部門、ファニチャー部門の業務に従事し当社事業に係る深い理解のもと、経営計画策定にかかる高い知見を活かし、当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

黒田 康裕

再任

生年月日

1952年7月6日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年4月 コクヨ(株)入社
1991年6月 同社取締役
1993年6月 同社常務取締役
1995年6月 同社専務取締役
2009年3月 同社代表取締役専務
2010年3月 同社代表取締役副社長
2011年3月 同社代表取締役、副社長執行役員
2015年3月 同社取締役副会長
2018年6月 当社取締役（現任）
2020年3月 コクヨ(株)特別顧問（現任）

（重要な兼職の状況）
コクヨ(株)特別顧問

取締役候補者とした理由

同氏はコクヨ株式会社での会社経営において培われた経営者としての高い見識とオフィス家具業界での長年の経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけるものと判断し、引き続き、業務執行を行わない取締役候補者いたしました。

候補者番号

9

よし むら ひで ふみ
吉 村 秀 文

再 任

生年月日

1958年5月4日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 日本発条㈱入社
2014年4月 同社執行役員
2017年4月 同社常務執行役員
2021年4月 同社専務執行役員
2021年6月 同社取締役専務執行役員
2023年4月 日本発条㈱代表取締役副社長執行役員、CFO、購買本部本部長（現任）
2023年6月 当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
日本発条㈱代表取締役副社長執行役員、CFO、購買本部本部長

取締役候補者とした理由

同氏は、日本発条株式会社での職務を通じて培われた経営者としての高い見識とばね関連業界での長年の経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけるものと判断し、引き続き、業務執行を行わない取締役候補者いたしました。

候補者番号

10

すず き ひろし
鈴 木 浩

再 任

社 外

独 立

生年月日

1942年5月27日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1966年4月 ㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行
1994年6月 同行取締役
1995年5月 興銀証券㈱（現みずほ証券㈱）常務取締役
1997年6月 ㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）常務取締役
2001年6月 富士重工業㈱（現㈱SUBARU）取締役専務執行役員
2004年6月 同社代表取締役副社長
2006年6月 同社顧問
2007年6月 ㈱日本航空社外監査役
2019年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、金融機関や事業会社での経営において培われた経営者としての豊富な経験とコンプライアンスおよびコーポレートガバナンスにおける高い見識を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者いたしました。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 等

計 算 書 類 等

- (注) 1. 取締役候補者大原明夫氏は、当社の100%出資の子会社 Takano of America Inc.のPresident/CEOを兼務しており、当社は同社との間に製品販売および業務委託の取引関係があります。
2. 取締役候補者鷹野雅央氏は、当社の100%出資の子会社台湾鷹野股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間に材料仕入、販売業務の委託の取引関係があります。
3. 取締役候補者黒田康裕氏は、コクヨ株式会社の特別顧問を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。
4. 取締役候補者吉村秀文氏は、日本発条株式会社の代表取締役副社長執行役員を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。
5. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
6. 鈴木 浩氏は、社外取締役候補者です。
7. 取締役候補者黒田康裕氏、取締役候補者吉村秀文氏および、取締役候補者鈴木 浩氏と当社の間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、黒田康裕氏および吉村秀文氏については引き続き業務を執行しない取締役として、鈴木 浩氏については引き続き社外取締役として、就任する予定ですので、期待された役割を十分発揮できるよう、同契約を継続する予定です。
- これらの契約の内容の概要は次のとおりです。
- ・ 非業務執行取締役および社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の株主代表訴訟を含む法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 鈴木 浩氏は、現在、当社の社外取締役ですが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
10. 当社は、鈴木 浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

たか しま あつし
高 嶋 厚

再任

生年月日

1958年8月2日

所有する当社株式の数

18,400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
1999年7月 当社人事部人事課長
2008年7月 当社人事部長
2018年1月 当社アグリ事業推進室室長
2020年3月 当社一時取締役監査等委員
2020年6月 当社取締役常勤監査等委員（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、当社人事部長を歴任するなど、主に経営管理部門の業務に長年従事しており、そこで培った当社の経営管理・業務管理に関する高い知見をもっております。情報収集等その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、かかる知見を持つ同氏が適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

候補者番号

2

は せ がわ よう じ
長谷川 洋二

再 任

社 外

独 立

生年月日

1952年12月9日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年 3 月 司法研修所卒業
1979年 4 月 弁護士登録
2003年 6 月 当社社外監査役
2016年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任）
（重要な兼職の状況）
弁護士法人長谷川洋二法律事務所代表
㈱キョウデン社外取締役
ルビコン㈱社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しておられることおよび弁護士としての専門的な知識・経験をもとに長年にわたり当社の監査役、監査等委員である取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただいていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

こ まつ てつ お
小 松 哲 夫

再 任

社 外

独 立

生年月日

1954年1月5日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年 4 月 ㈱八十二銀行入行
2011年 6 月 同行常務取締役
2015年 6 月 長野計器㈱社外取締役
2016年 6 月 同社常務取締役
2020年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は金融機関および製造メーカーにおける経営に携わってきた経験に基づく内部統制およびリスク管理に関する高い知見をもっております。かかる知見に基づき、当社の監査等委員である取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 長谷川洋二氏は、弁護士法人長谷川洋二法律事務所の代表を務めており、同法人は当社と法律顧問契約を締結しております。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 長谷川洋二および小松哲夫の両氏は、社外取締役候補者です。
4. 当社は、長谷川洋二氏および小松哲夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
- なお、当社は長谷川洋二氏が代表を務める弁護士法人長谷川洋二法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当社が支払っている報酬額は10百万円以下であり、かつ、同事務所が受領する報酬総額に占める割合は僅少であることから、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものでなく、同氏の独立性は十分確保されているものと判断しております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の株主代表訴訟を含む法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 長谷川洋二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
7. 小松哲夫氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 長谷川洋二氏および小松哲夫氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認され、社外取締役に選任された場合、期待された役割を十分発揮できるよう同契約を継続する予定です。その契約の内容の概要は次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

よね だ やす はる
米田 保晴

社外

生年月日

1950年6月18日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年4月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）入行
1998年6月 同行米州部長
2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）米州企画部長
2004年3月 信州大学（現国立大学法人信州大学）経済学部教授
2005年4月 同大学大学院法曹法務研究科教授
2006年6月 高岡信用金庫員外監事（現任）
2015年6月 (株)タカギセイコー社外取締役（現任）
2016年4月 国立大学法人信州大学名誉教授（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、金融機関で培った金融経済に関する経験と知識をもっております。また、国立大学法科大学院教授を勤めるなど、企業法務全般における非常に高い見識をもっております。かかる見識等に基づき、当社の監査等委員である社外取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田保晴氏は、補欠の社外取締役候補者です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の株主代表訴訟を含む法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。米田保晴氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 米田保晴氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、社外取締役として就任する予定ですので、期待された役割を十分発揮できるよう、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、内外の金利差による為替変動や物価の上昇、中国での景気後退観測の影響を大きく受けたものとなりました。今後についても、不安定な海外の地政学的なリスクや円安の長期化、原材料価格やエネルギー価格の上昇など先行き不透明な状態が続くと思われます。

このような状況において当社では、半導体関係事業の生産体制の整備・事業構造のシフトに努めるとともに、原材料価格・仕入れ価格の上昇の当社製品価格への転嫁などの対応を進めてまいりました。

この結果、当社グループの主力製品が関係するオフィス家具業界におきましては堅調なオフィス家具への需要に支えられ増収となり、半導体関連業界においても、特に第1～3四半期には旺盛な需要が見られたことから、当連結会計年度の売上高は25,173百万円で、前連結会計年度比2,136百万円、9.3%の増収となりました。

一方、利益面につきましては、棚卸資産の調整による利益率の悪化、労務費の上昇および販売力強化にともなう人員増加など固定費の増加により、営業利益880百万円（前連結会計年度比118百万円、11.9%の減益）、経常利益1,023百万円（前連結会計年度比79百万円、7.2%の減益）となりました。また、特別損失に検査計測機器事業およびエクステリア事業の減損損失を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は601百万円（前連結会計年度比227百万円、27.5%の減益）となりました。

事業区分別の概況は次のとおりです。

なお、2023年11月より臨床検査薬事業を開始したことに伴い、従来各事業に配分していた同事業に係る費用について管理区分の見直しを行い、当連結会計年度より、事業区分を「住生活関連機器」に変更しております。そのため、前連結会計年度の金額については、当該変更後の金額に組替えて比較・分析しております。

[事業区分別売上高]

(単位：百万円)

事業	第 70 期 (前連結会計年度) 自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日		第 71 期 (当連結会計年度) 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日		前連結会計年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
住 生 活 関 連 機 器	11,231	48.7%	11,980	47.6%	749	6.7%
検 査 計 測 機 器	6,499	28.2	7,520	29.9	1,021	15.7
産 業 機 器	2,941	12.8	3,246	12.9	305	10.4
エ ク ス テ リ ア	916	4.0	936	3.7	19	2.1
機 械 ・ 工 具	1,448	6.3	1,489	5.9	41	2.8
合 計	23,037	100.0	25,173	100.0	2,136	9.3

[住生活関連機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社上海鷹野商貿有限公司および株式会社ユーキ・トレーディングで構成され、主にオフィス用、福祉・医療施設用の椅子および臨床検査薬等の製造販売を行っています。

当事業においては、働き方の変化に対応した新たなオフィスの価値を創造するオフィス家具の開発・生産、に注力してまいりました。また新規事業分野として長年取り組んできた臨床検査薬事業について、2023年11月に販売開始に漕ぎつけることが出来ました。

この結果、WEB会議需要で好調であった個室空間製品の需要に一服感がある一方で、今年度はオフィス家具全般に需要の回復の傾向が見られ、売上高は11,980百万円で前連結会計年度比749百万円、6.7%の増収となりました。利益面では固定費の圧縮には努めたものの、新規事業である臨床検査薬事業の初期赤字により、セグメント損失は47百万円（前連結会計年度はセグメント損失145百万円）となりました。

[検査計測機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社タカノ機械株式会社および台湾鷹野股份有限公司で構成され、主に液晶や半導体・高機能フィルム用の検査計測装置等を製造販売しております。

当事業においては、引き続き設備投資需要が拡大している半導体関連検査装置や電池部材向け検査装置の開発、販売に注力してまいりました。

この結果、売上高は7,520百万円で前連結会計年度比1,021百万円、15.7%の増収となりました。一方、利益面では主に棚卸資産の調整による利益率の悪化と労務費など固定費の増加により、セグメント利益は266百万円で、前連結会計年度比275百万円、50.8%の減益となりました。

[産業機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社香港鷹野国際有限公司（鷹野電子（深圳）有限公司含む）およびTakano of America Inc.で構成され、主に電磁アクチュエータ、ユニット（ばね）製品等を製造販売しております。

当事業においては、半導体製造装置向けの電磁アクチュエータの旺盛な需要に応えるべく増産に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は3,246百万円で前連結会計年度比305百万円、10.4%の増収となりました。利益面では、増収に伴う粗利益の増加等により、セグメント利益は576百万円で、前連結会計年度比71百万円、14.2%の増益となりました。

[エクステリア事業]

当事業区分は、当社が主にオーニング、パラソル、跳ね上げ式門扉、その他ガーデンエクステリア製品等を製造販売しております。

当事業においては、新型コロナウイルス対応の終息によるホテル・レストラン業の事業回復を睨み、展示会やWEBを活用したプロモーション等の販売促進活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は936百万円で前連結会計年度比19百万円、2.1%の増収となりました。一方、利益面では原材料費の増加などの影響で粗利益額が減少したことにより、セグメント損失は6百万円（前連結会計年度はセグメント利益6百万円）となりました。

[機械・工具事業]

当事業区分は、株式会社ニッコーによる機械・工具等の仕入販売に関する事業です。

当事業においては、顧客である製造業でのIoT化・ロボット化の動きを捉え、新規顧客の開拓および既存顧客の需要掘り起こしに注力してまいりました。この結果、売上高は1,489百万円で前連結会計年度比41百万円、2.8%の増収となりました。一方、セグメント利益は76百万円で、前連結会計年度比17百万円、18.3%の減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は928百万円であり、その主なものは産業機器事業に係る製造設備等です。

③ 資金調達の状況

上記設備投資は自己資金によっており、当連結会計年度中の特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

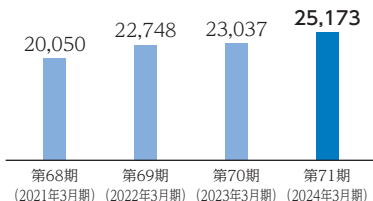
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

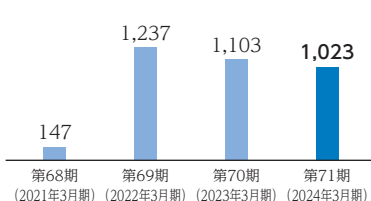
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

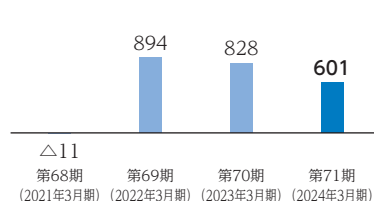
売上高 (単位：百万円)



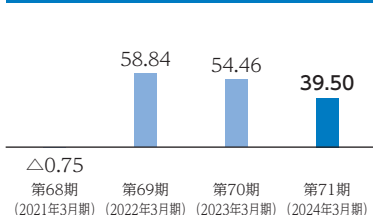
経常利益 (単位：百万円)



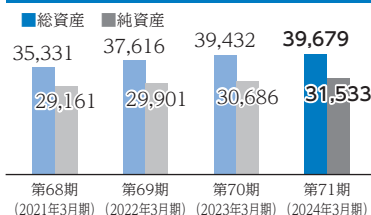
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：百万円)



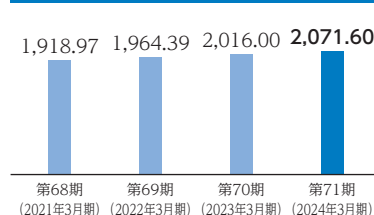
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第 68 期 (2021年 3 月期)	第 69 期 (2022年 3 月期)	第 70 期 (2023年 3 月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売 上 高	20,050百万円	22,748百万円	23,037百万円	25,173百万円
経 常 利 益	147百万円	1,237百万円	1,103百万円	1,023百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△11百万円	894百万円	828百万円	601百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△0円75銭	58円84銭	54円46銭	39円50銭
総 資 産	35,331百万円	37,616百万円	39,432百万円	39,679百万円
純 資 産	29,161百万円	29,901百万円	30,686百万円	31,533百万円
1株当たり純資産額	1,918円97銭	1,964円39銭	2,016円00銭	2,071円60銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首から適用しており、第69期以降の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。
3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第70期の総資産の金額については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ニ ッ コ ー	90百万円	100.0%	工具機械装置・外構資材等の仕入販売
タ カ ノ 機 械 株 式 会 社	50百万円	100.0%	省力化機械の設計製造販売
株 式 会 社 ユ ー キ ・ ト レ ー デ ィ ン グ	10百万円	100.0%	福祉用具・健康用品の輸出入および国内販売
台 湾 鷹 野 股 份 有 限 公 司	20百万台湾元	100.0%	検査計測装置の販売および保守
上 海 鷹 野 商 貿 有 限 公 司	500千ドル	100.0%	オフィス家具製品等の仕入販売
香 港 鷹 野 国 際 有 限 公 司	1百万香港ドル	100.0%	電磁アクチュエータの仕入販売
鷹 野 電 子 (深 圳) 有 限 公 司	1百万人民元	100.0% (100.0%)	電磁アクチュエータの仕入販売
Takano of America Inc.	800千ドル	100.0%	電磁アクチュエータの仕入販売

(注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率です。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. 鷹野電子（深圳）有限公司は、香港鷹野国際有限公司の完全子会社で当社の孫会社であり、2023年9月に設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、円安等の影響による原材料価格やエネルギー価格の高騰、地政学リスク、労務費の増加など不透明な経営環境は継続しております。

このような状況のなか、当社グループの主力製品が関係するオフィス家具業界においては、新しいオフィスのあり方に対応した製品分野の需要の増加が期待され、また検査計測装置・産業機器分野では、半導体製造業界向けの検査装置についてはいわゆるシリコンサイクルの影響を受けつつも、中期的には堅調な需要を予測しており、これに対応すべく事業構造の変換を進めてまいります。

株主の皆様のご期待に沿えるよう、当社グループ一丸となって、リスクへの対応、事業構造改革を通じた企業価値の向上と収益性の改善に邁進する所存ですので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	製品分類	主 要 製 品 等
住生活関連機器事業	オフィス用家具	オフィス用椅子（事務用回転椅子、会議用椅子等）、個室空間製品の製造販売
	福祉・医療施設用椅子	健康福祉関連機器（福祉・医療施設用の椅子等）の製造販売
	臨床検査薬	アレルギー検査システムの製造販売
検査計測機器事業	検査計測装置	画像処理検査装置（半導体、FPD、電池部材検査装置）、画像処理計測装置の製造販売
産業機器事業	ユニット製品	薄板ばね、線ばね、渦巻ばね、メッシュの製造販売
	産業機器	電磁アクチュエータの製造販売
エクステリア事業	エクステリア製品	オーニング、パラソル、跳ね上げ式門扉、その他ガーデンエクステリア製品の製造販売
機械・工具事業	工具機械装置等	工具機械装置・外構資材等の仕入販売

(6) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

① 当社

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	長野県	埼玉事業所	埼玉県
伊那工場	長野県	東京営業所	東京都
下島工場	長野県	横浜技術開発センター	神奈川県
宮田工場	長野県	大阪営業所	大阪府
南平工場	長野県	静岡事務所	静岡県
馬住工場	長野県	大分CSセンター	大分県
函館事業所	北海道	台湾事務所	中華民国台中市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社ニッコー	長野県
タカノ機械株式会社	長野県
株式会社ユーキ・トレーディング	東京都
台湾鷹野股份有限公司	中華民国台中市
上海鷹野商貿有限公司	中華人民共和国上海市
香港鷹野国際有限公司	中華人民共和国香港特别行政区
鷹野電子（深圳）有限公司	中華人民共和国広東省深圳市
Takano of America Inc.	米国カリフォルニア州トーランス市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
住生活関連機器事業	249 (39) 名	2名増 (2名減)
検査計測機器事業	261 (4)	9名増 (1名増)
産業機器事業	56 (40)	8名増 (4名増)
エクステリア事業	19 (9)	2名増 (2名減)
機械・工具事業	28 (2)	3名増 (－)
全社 (共通)	93 (8)	3名減 (－)
合 計	706 (102)	21名増 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時社員・季節契約社員・パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しております。
3. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減につきましては、前連結会計年度末の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
593 (97) 名	17名増 (1名増)	44.3歳	15.8年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員・季節契約社員・パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	107百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	60

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,721,000株 |
| ③ 株主数 | 8,762名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コ ク ヨ 株 式 会 社	2,151千株	14.13%
日 本 発 条 株 式 会 社	2,151	14.13
堀 井 朝 運	1,487	9.77
株 式 会 社 鷹 山	1,135	7.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	459	3.02
一 般 財 団 法 人 鷹 野 学 術 振 興 財 団	380	2.49
タ カ ノ 従 業 員 持 株 会	364	2.39
タ カ ノ 取 引 先 持 株 会	342	2.24
福 井 利 彦	323	2.12
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	283	1.86

（注）1. 当社は、自己株式を499,420株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（499,420株）を控除して計算しております。

3. 日本発条株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式1,000千株（持株比率6.56%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本発条口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」です。）。

4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち、360千株は信託業務に係るものです。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	鷹 野 準	一般財団法人鷹野学術振興財団代表理事
専 務 取 締 役	鷹 野 力	社長補佐、TQM推進室担当
常 務 取 締 役	大 原 明 夫	経営企画本部、人事部、アグリ事業推進室、Takano of America Inc. President/CEO
取 締 役	久留島 馨	メディカル部門担当
取 締 役	下 島 久 志	ファニチャー部門・エクステリア部門担当
取 締 役	植 田 康 弘	薬事室・技術開発本部担当
取 締 役	鷹 野 雅 央	画像計測部門担当、台湾鷹野股份有限公司董事長
取 締 役	黒 田 康 裕	コクヨ株式会社特別顧問
取 締 役	吉 村 秀 文	日本発条株式会社代表取締役副社長執行役員、CFO、購買本部本部長
取 締 役	鈴 木 浩	
取締役（監査等委員・常勤）	高 嶋 厚	
取 締 役（監査等委員）	長谷川 洋 二	弁護士法人長谷川洋二法律事務所代表、株式会社キョウデン社外取締役、ルビコン株式会社社外取締役
取 締 役（監査等委員）	小 松 哲 夫	

（注）1. 取締役黒田康裕、吉村秀文の両氏は、非業務執行取締役です。

2. 取締役鈴木浩氏および取締役（監査等委員）長谷川洋二、小松哲夫の両氏は社外取締役です。

3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高嶋厚氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当社は、取締役鈴木浩氏および取締役（監査等委員）長谷川洋二、小松哲夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役ならびに各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員等であり、その保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の報酬額の決定基本方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定においては、当社の持続的な発展と中長期の企業価値向上を目指し、経営戦略と連動した毎年変動性の高いものとします。

また、報酬水準としては、優秀な経営人材を確保可能な水準とすることを基本とします。

b. 取締役の報酬の構成

・業務執行取締役

業務執行取締役の報酬額は取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬である「基本報酬」と業績連動報酬等である金銭報酬の「賞与」によって構成します。

業務執行取締役の「基本報酬」は確定額報酬等である「固定報酬」と業績連動性のある報酬である「業績連動報酬」によって構成します。

・社外取締役及び非業務執行取締役

社外取締役及び非業務執行取締役の報酬額は取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬である「基本報酬」と取締役の1年間の任期に報いる趣旨で支給する金銭報酬である「賞与」によって構成します。

c. 取締役の報酬の決定方針

(a) 確定額報酬等の額または算定方法

・業務執行取締役

業務執行取締役の確定額報酬である「固定報酬」は、各業務執行取締役の担当役位及び職務範囲等により定めます。

・社外取締役及び非業務執行取締役

社外取締役及び非業務執行取締役の基本報酬および賞与は、業務の性格から業績への連動性を排し、当会社と同等規模の他社の報酬水準を参考にして定めることとします。

(b) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

・業務執行取締役

「業績連動報酬」の算定方法

業務執行取締役の「基本報酬」に含まれる「業績連動報酬」の算定方法は、各業務執行取締役の担当業務範囲における前年度の売上高および営業損益の増減率・目標達成率ならびに前年度の長期および短期にかかる施策実施度を評価項目として、報酬の昇降率を算定し、前年度の個人ごとの報酬額に報酬の昇降率を乗じて当年度の報酬を定めます。

なお、全社にわたる機能部門等を担当する業務執行取締役の評価項目は全社の売上高および営業損益の増減率等によるものとします。

「賞与」の算定方法

「賞与」は、前年度の営業利益の額を基礎とし算定する役員賞与月数の昇降率と、「基本報酬」に構成される「業績連動報酬」の算定と同様の売上高および営業損益ならびに長期および短期にかかる施策実施度を評価項目とする各業務執行取締役の賞与評価係数を前年度の個人ごとの賞与額に乗じて定めます。

なお、当年度の営業利益が負の値であった場合は、「賞与」は支給しないものとします。

- (c) 非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）は設けないものとします。

- (d) 確定額報酬等・業績連動報酬等・非金銭報酬等の割合（構成比率）

業務執行取締役の報酬のうち、確定額報酬等（固定報酬）と業績連動報酬等の構成比は概ね50：50とします。

社外取締役及び非業務執行取締役の報酬は全て確定額報酬等（固定報酬）とします。

- d. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

基本報酬は毎月固定額を支給することとしており、報酬額の改定は毎年7月とします。

また、賞与については、毎年6月末日頃に支給します。

- e. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

- (a) 委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

報酬等（基本報酬・賞与）は前述「c.取締役の報酬の決定方針」により算定することとしていますが、最終的な報酬等の内容についての査定および決定については、以下のものに委任を行うこととします。

代表取締役社長 鷹野 準

- (b) 委任する権限の内容

委任する権限は取締役（監査等委員を除く）の報酬等（基本報酬・賞与）の最終的な額の査定および決定です。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について最終的な査定を行うには、代表取締役が適していると判断したためです。

- (c) 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

特段の措置はありません。

- f. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

特段の事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	200	105	94	－	10
（うち社外取締役）	(3)	(3)	(－)	(－)	(1)
取締役（監査等委員）	21	21	－	－	3
（うち社外取締役）	(7)	(7)	(－)	(－)	(2)
合 計	221	126	94	－	13
（うち社外役員）	(11)	(11)	(－)	(－)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は10名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、2023年6月28日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
- 取締役（監査等委員を除く） 9名 8.5百万円
取締役（監査等委員） 3名 1.2百万円
6. 海外子会社における資金流出事案に鑑み、当該関係取締役は、役位に応じて一部を自主返納しております。上記の額は自主返納後の金額となります。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）長谷川洋二氏は、弁護士法人長谷川洋二法律事務所の代表社員を兼務しております。なお、当社は同法人と法律顧問契約を締結しておりますが、同法人と当社との間における取引額は僅少です。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）長谷川洋二氏は、株式会社キョウデンおよびルビコン株式会社の社外取締役です。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ハ、会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。
- 二、当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 鈴木 浩	当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席し、主に企業経営管理の見地から意見を述べるなど、期待される役割である取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、十分な役割・責務を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 長谷川 洋 二	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、期待される役割である取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築に関する助言・提言を行っており、十分な役割・責務を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち11回に出席し、適宜、取締役の職務の執行に関わる管理体制等についての必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小松 哲 夫	当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席し、主に内部統制、リスク管理等の企業経営管理の見地から意見を述べるなど、期待される役割である取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、十分な役割・責務を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のすべてに出席し、適宜、取締役の職務の執行に関わる管理体制等についての必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査の計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

- ⑥ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営上の重要政策であると考え、より安定した経営基盤の確立と自己資本利益率の向上を図ると同時に、業績の進捗状況、配当性向等を勘案しながら長期安定した利益の還元を行っていくことを方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の拡充、競争力の強化を図るため、新製品開発投資、合理化推進のための投資・事業提携および新規事業開発のための投資など、有効に活用してまいります。

この方針のもと、当期における業績進捗を鑑み、2024年5月17日開催の取締役会決議により、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき20円とし、2024年6月6日を効力発生日とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,536,495	流 動 負 債	7,193,190
現 金 及 び 預 金	8,758,989	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,423,738
受 取 手 形	1,756,199	電 子 記 録 債 務	3,001,142
売 掛 金	7,585,247	リ ー ス 債 務	63,341
契 約 資 産	1,221,657	未 払 法 人 税 等	321,976
有 価 証 券	200,000	契 約 負 債	516,873
商 品 及 び 製 品	945,400	賞 与 引 当 金	535,452
仕 掛 品	3,178,734	役 員 賞 与 引 当 金	11,299
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,744,603	製 品 保 証 引 当 金	12,937
そ の 他	146,843	そ の 他	1,306,428
貸 倒 引 当 金	△1,179	固 定 負 債	953,408
固 定 資 産	14,143,109	長 期 借 入 金	138,500
有 形 固 定 資 産	9,051,278	リ ー ス 債 務	92,552
建 物 及 び 構 築 物	3,090,902	退 職 給 付 に 係 る 負 債	514,375
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	963,116	資 産 除 去 債 務	4,677
土 地	4,236,283	そ の 他	203,303
リ ー ス 資 産	159,963	負 債 合 計	8,146,599
そ の 他	601,012	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	441,017	株 主 資 本	30,369,328
の れ ん	115,944	資 本 金	2,015,900
リ ー ス 資 産	5,172	資 本 剰 余 金	2,360,246
そ の 他	319,899	利 益 剰 余 金	26,252,484
投 資 そ の 他 の 資 産	4,650,813	自 己 株 式	△259,302
投 資 有 価 証 券	3,579,633	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,163,677
繰 延 税 金 資 産	607,516	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	904,198
そ の 他	470,665	為 替 換 算 調 整 勘 定	243,454
貸 倒 引 当 金	△7,001	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	16,024
資 産 合 計	39,679,605	純 資 産 合 計	31,533,005
		負 債 純 資 産 合 計	39,679,605

連結損益計算書

(2023年 4 月 1 日から2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		25,173,414
売上原価		19,257,021
売上総利益		5,916,392
販売費及び一般管理費		5,035,847
営業利益		880,545
営業外収益		
受取利息及び配当金	65,485	
固定資産売却益	16,600	
受託研究収入	18,170	
その他の	57,706	157,962
営業外費用		
支払利息	2,512	
固定資産除却損	5,222	
コミットメントファイ	1,952	
その他の	5,064	14,751
経常利益		1,023,757
特別利益		
投資有価証券売却益	256,308	256,308
特別損失		
在外子会社における送金詐欺損失	85,607	
投資有価証券売却損失	20,531	
減損損失	240,382	346,522
税金等調整前当期純利益		933,542
法人税、住民税及び事業税	398,301	
法人税等調整額	△66,012	332,288
当期純利益		601,253
親会社株主に帰属する当期純利益		601,253

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

タカノ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽木利宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀一英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカノ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカノ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	23,027,665	流 動 負 債	7,037,436
現金及び預金	7,532,313	支払手形	44,963
受取手形	1,311,781	買掛金	1,059,934
売掛金	7,053,465	電子記録債務	3,284,188
契約資産	1,221,657	リース債務	41,081
有価証券	200,000	未払法人税等	309,652
商品及び製品	752,845	契約負債	514,757
仕掛品	3,079,917	賞与引当金	481,631
原材料及び貯蔵品	1,756,906	役員賞与引当金	9,846
その他の金	119,958	製品保証引当金	12,937
貸倒引当金	△1,179	その他の他	1,278,443
固 定 資 産	14,042,183	固 定 負 債	784,447
有形固定資産	8,659,144	長期借入金	117,500
建物	2,680,154	リース債務	58,369
構築物	136,165	退職給付引当金	470,150
機械及び装置	980,002	資産除去債務	4,677
車両運搬具	9,382	その他の他	133,750
工具器具及び備品	297,766	負 債 合 計	7,821,883
土地	4,156,580	(純 資 産 の 部)	
リース資産	127,869	株 主 資 本	28,349,512
建設仮勘定	271,224	資 本 金	2,015,900
無 形 固 定 資 産	151,304	資 本 剰 余 金	2,360,246
ソフトウェア	101,681	資本準備金	2,157,140
その他の他	49,622	その他の資本剰余金	203,106
投資その他の資産	5,231,734	利 益 剰 余 金	24,232,668
投資有価証券	3,358,658	利益準備金	503,975
関係会社株式	794,698	その他利益剰余金	23,728,693
関係会社出資金	47,350	別途積立金	21,000,000
関係会社長期貸付金	120,000	繰越利益剰余金	2,728,693
繰延税金資産	583,533	自 己 株 式	△259,302
その他の他	334,495	評価・換算差額等	898,453
貸倒引当金	△7,001	その他有価証券評価差額金	898,453
資 産 合 計	37,069,849	純 資 産 合 計	29,247,965
		負 債 純 資 産 合 計	37,069,849

損益計算書 (2023年 4 月 1 日から2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上原価 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取利息及び配当金 受託研究収入 その他 営業外費用 支払利息 固定資産除却損 コミットメント その他 経常利益 特別利益 投資有価証券売却益 特別損失 投資有価証券売却損失 減損 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	22,092,338		
	17,027,956		
	5,064,382		
	4,324,116		
	740,265		
	133,956		
	18,170		
	61,005		213,132
	1,361		
	5,241		
	1,952		
	4,855		13,411
	939,987		
	256,308		256,308
	20,531		
	240,382		260,914
	935,380		
	356,356		
	△64,159		292,197
	643,183		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

タカノ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽木利宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀一英

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカノ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、毎月定期的に監査等委員会を開催し、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査等委員間で意見交換を行ったほか、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するために、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに職務の執行状況について報告並びに監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- ③当社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備等に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正であり、その構築及び運用状況については、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

タカノ株式会社監査等委員会

取	締	役					
監	等	委	員	(	常	勤	)
社	外	取	締	役	員	高	嶋
監	査	等	委	員	長	谷	川
社	外	取	締	役	員	洋	二
監	査	等	委	員	小	松	哲
						夫	印

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

長野県上伊那郡宮田村137番地 タカノ株式会社本社管理棟2階第3会議室
T E L : (0265) 85-3150 (代表)

交 通

- J R 飯田線宮田駅より ……………徒歩で7分
- 中央道駒ヶ根インターチェンジより……………車で10分

